

国民健康保険加入者のみなさんへ

高額療養費の支給申請は確定申告前に！ 問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

市では、米原市国民健康保険加入者で1カ月にかかった医療費が高額になった人に対し、自己負担限度額(表参照)を超えた分を高額療養費として支給しています。

支給申請には領収書が必要です。確定申告で医療費控除を申告する場合は、事前に高額療養費の支給申請をしてください。

なお、確定申告では、支払った医療費から高額療養費を差し引いた金額を医療費控除として申告します。令和2年中の高額療養費支給金額が不明な場合は、保険課へお問い合わせください。

申請時に必要なもの

- ・高額になったと思われる未申請の月の領収書(原本)
- ・通帳等
- ・印鑑(認印可)

申請場所

- ・保険課
- ・各庁舎窓口
- ・各行政サービスセンター

70歳未満の人

区分	自己負担限度額(月額)	多数該当(4回目以降)
所得901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
所得600万円超~901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
所得210万円超~600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※自己負担限度額は、1カ月ごと、医療機関ごとに計算し、同じ医療機関でも、入院と外来、医科と歯科は別に計算します
※21,000円未満の医療費は原則として合算できません

70歳以上の人(後期高齢者医療制度対象者を除く)

区分	自己負担限度額(月額)		
	外来のみ(個人)	外来+入院(世帯)	多数該当(4回目以降)
課税標準額690万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円	140,100円
課税標準額380万円超	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円	93,000円
課税標準額145万円超	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	57,600円	44,400円
一般	18,000円(年間144,000円上限) ^{※1}		
住民税非課税世帯	※2	24,600円	
	※3	15,000円	

※1 年間は毎年8月から翌年7月までの期間
※2 住民税非課税世帯の人
※3 住民税非課税世帯の人で、世帯員の所得が一定基準に満たない人

給付型奨学金制度の申し込みは12月1日(火)から

問 市教委 教育総務課(山東庁舎) ☎55-8107 FAX 55-4040

給付額は3万円/月(上半期・下半期に分けて18万円ずつ給付)

対象者は平成30年度~令和2年度入学者
令和3年度入学予定者

給付期間は最長4年(正規の修学期間終了まで)

対象者 次の要件すべてに該当する人

奨学生は奨学金給付審査会に諮って決定します

- ・大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
- ・令和3年3月31日現在で満25歳未満である
- ・市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている
- ・本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
- ・経済的理由により学資金の支援が必要と認められる
- ・保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる
- ・父母等の認定所得金額が、収入基準額以下[※]である

※市公式ウェブサイトにて判定シミュレーションができます

申請期間

12月1日(火)~
令和3年2月26日(金)

※受付期間以外での申請はできません

※申請時には作文の提出が必要です

※申請状況に応じて、二次募集をする場合があります

詳しくは市公式ウェブサイト(QRコードから)をご覧くださいか、教育総務課へお問い合わせください。



一般社団法人「びわ湖の素DMO[※]」の設立総会が、11月20日に開催され、本市に新しい観光まちづくり団体が誕生しました。

同月22日には、びわ湖の素DMOと米原市商工会が連携・協力し、米原駅東口に特産品等の販売と市内観光情報の発信のための情報スペース「米原市特選品市場orite CONCE.」がオープンしました。

令和3年5月には、市役所統合庁舎が開庁し、新幹線停車駅という米原の強みを生かすため、統合庁舎内に広域観光案内所を設置する準備を進めています。

併せて、湖東・湖北・湖西の近隣市とともに、米原駅を起点とした周遊型観光・滞在型観光の取り組みを進めるべく、滋賀県とも連携し、新たな組織として「(仮称)まいばら駅広域観光交流圏コンソーシアム」の設立を目指しているところです。

市では、これらの動きを一体的に進めることにより、近畿・北陸・中部をつなぐ広域交通の結節点となるよう、滋賀県の東の玄関口としてふさわしいにぎわいを創出していきます。

※DMOは、デスティネーション・マイバラ・オフィスの略

米原市長 平尾道雄

償却資産の申告は令和3年1月31日(日)までに

☎ 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

償却資産を所有している人は、地方税法の規定に基づき、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。

*申告に必要な書類は12月中旬に送付します。

償却資産とは

工場や商店などの経営者が、事業のために所有する機械や工具等の資産のことで、土地や家屋と同様に、固定資産税の課税対象となります。

※自動車税・軽自動車税が課税される車両は対象外

●償却資産の例

資産の種類	課税の対象となる資産
構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンス等
建物付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備等
機械・装置	土木機械、医療用機械等、太陽光発電設備(10kw以上)
車両・運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車等
工具・器具・備品	切削工具、娯楽用器具、事務用備品等

申告書の提出

郵送、持参またはeLTAXによる電子申告で税務課へ。申告書をお持ちでない場合は、市公式ウェブサイトからダウンロードするか、税務課へ連絡してください。

工場立地法準則条例(原案) 市民意見(パブリックコメント)募集

対象となる工場での土地の高度利用を促進するため、新たに制定する「米原市工場立地法準則条例(原案)」について、みなさんの意見を募集します。

閲覧期間 11月24日(火)～12月23日(水)

提出締切 12月23日(水)

計画(案)の閲覧場所

- 商工観光課
- 各庁舎、市立図書館の市政情報プラザ
- 各行政サービスセンター
- 市公式ウェブサイト

意見の提出方法

閲覧場所に直接提出または郵送、ファクス、メールで下記へ提出してください。

お問い合わせ・意見の提出先

〒521-0392 春照490-1
市 商工観光課(伊吹庁舎) ☎58-2227 FAX 58-1197
✉ m-syoukan@city.maibara.lg.jp

事業主のみなさんへ 従業員の住民税は特別徴収で納めましょう

☎ 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

特別徴収制度は、給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収(引き去り)して、納入する制度です。

地方税法や市の条例により、給与を支払う全ての事業者は、特別徴収義務者として住民税を特別徴収することとなっています。(原則)

特別徴収のメリット

従業員は…

- ・給与から引き去りのため、納め忘れがない!
- ・金融機関等へ納税に出向く必要がない!
- ・12回に分けて納税するため、1回当たりの負担が少ない!

※普通徴収(納付書・口座振替による)は年4回

事業者は…

市が税額を通知するため、所得税のような税額計算は不要!

⚠ 従業員が常時10人未満の事業者は、申請により納期を年2回とすることができます。

マイクロバスを売却します

マイクロバスを公募型見積り合わせにより売り払います。市が定めた予定価格以上で最も高い価格の見積書を提出した人を買受者とします。

車名	日野リエッセII	予定価格 (最低売払価格) 56,000円 (消費税・地方消費税抜き)
型式	KC-HDB50M	
排気量(燃料の種類)	4.16L(軽油)	
初年度登録	平成9年5月	
走行距離	258,244km	
その他	一時抹消登録済み 乗車定員 29人	

※詳しくは、市公式ウェブサイトか、米原市公募型物品売払い要項(管財課で配布)をご覧ください

応募期間

12月7日(月)～22日(火)
(受け付けは平日8時30分～17時)
※郵送の場合12月21日(月)必着

応募方法

持参または郵送で見積書を提出してください。

お問い合わせ・応募先

〒521-8501 下多良3-3
市 管財課(米原庁舎) ☎52-6781 FAX 52-4447